

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和8年7月22日

盛岡地方法務局宮古支局

登記官 小 倉 正 之

（公印省略）

記

- 1 手続番号
第4004-2022-0009号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
下閉伊郡岩泉町乙茂字上86番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
6・70平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記載されている事項）
上田三太
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在〔令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ〕